

羽島市地域文化振興補助金のお知らせ

羽島市では、地域における文化及び芸術の振興を図るため、文化的又は芸術的な活動を行う団体の事業に要する経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

申請期限:令和7年5月23日(金)

◆補助対象事業は？

令和8年3月31日までに終了し、申請団体が主催者として行う次のいずれかに該当する事業

- ① 文化及び芸術活動の成果を発表する事業
- ② 芸術家や実演団体を招いて音楽・演劇を鑑賞し、又は優れた芸術作品を鑑賞する事業
- ③ 市内の伝統文化、芸能等を保存、継承及び活用する事業

※同一年度において各団体1事業のみ

◆対象団体は？

次に掲げる全ての要件を満たす団体

- ① 学校、企業等以外の団体
- ② 市内に活動拠点及び事務局を有する団体
- ③ 市民が構成員の半数以上を占めている団体
- ④ 文化及び芸術活動を主たる活動内容とした団体
- ⑤ 市から他の補助等を受けていない団体

※通算して過去に3年以上この補助金の交付を受けている団体は、原則として申請できません。

◆申請の手続きは？

申請には、次の書類が必要です。

- ① 羽島市地域文化振興補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 会員名簿
- ⑤ 団体の活動目的及び活動実績の分かるもの（前年度決算書、総会資料等）

※⑤以外の各様式は、羽島市のHPからダウンロードできます。

◆補助金額は？

補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）

◆申請から交付までの流れは？

- ① 市は、提出された申請書を確認し、予算の範囲内で補助対象事業を決定します。
※決定は申請期限から、約1～2ヶ月後です。

- ② 事業を実施します。
- ③ 事業終了後に実施報告や収支決算書（支払いをした証拠書類を添付したもの）などの必要書類を提出します。
- ④ 市は、提出された書類をもとに交付額の最終決定をします。申請額を必ず交付するものではありませんので、ご注意ください。

◆補助対象経費は？

項目	内容
旅費	補助事業を行うために必要な講師、出演者、委員等への交通費実費分
会議費	補助事業を行うために必要な会議、講演会等に要する経費
謝金	補助事業を行うために必要な謝金
備品費	補助事業を行うために必要な物品
消耗品費	補助事業を行うために必要な物品であって、備品費に属さないもの
印刷製本費	補助事業で使用するパンフレット、チラシ、事業成果報告書などの印刷製本に関する経費
通信運搬費	補助事業を行うために必要な郵送料等
修繕費	補助事業を行うために必要な用具・備品の修理費
その他諸経費	補助事業を行うために必要な登録料、講演会等における通訳料、翻訳料、損害保険料、用具・備品のクリーニング代など
委託費	補助対象事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
その他	その他、補助事業を行うために必要な経費で、市長が適当と認めるもの

※詳しくは、別紙「対象経費内訳」をご覧ください。

◆問い合わせ・提出先

羽島市市民協働部 生涯学習課 文化振興係
〒501-6292 羽島市竹鼻町55
TEL: 392-1111（内線6133）